

令和4年12月20日

お客様各位

高松信用金庫

キャッシュカードによるATM振込みの利用制限対象年齢の引下げについて (還付金詐欺等の被害防止対策)

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高松信用金庫は、令和5年1月20日（金）より、ATMで当金庫キャッシュカードを使用してお振込みする際の振込制限を一部変更いたします。

全国的にATMを利用した還付金詐欺等の被害が多発しています。このような被害を防止するための対応としまして、当金庫では、香川県警察本部との連携により、平成29年9月20日（水）から実施しておりますATMでの当金庫キャッシュカードによる振込制限の対象年齢を、70歳以上から65歳以上に変更いたします。

対象となるお客様にはご不便をおかけしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

65歳以上のお客さまのうち、過去2年間ATMで当金庫キャッシュカードによるお振込みのご利用がないお客さま。

2. 利用制限の内容

対象となるお客様について、キャッシュカードによるお振込みは、ご利用いただけません。

※キャッシュカードによるお預け入れやお引き出しは、従来通りご利用いただけます。

3. 利用制限開始日

令和5年1月20日（金）

4. その他

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATMでのお振込みをご希望される場合は、当金庫本支店窓口へご相談ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
高松信用金庫 お客様相談室
TEL：0120-842-880
(平日9時～17時)